

# 第1回都区財政調整協議会幹事会（R元.12.3）

## 主な発言概要

本資料は第1回幹事会における協議内容について、区側の聞き取りにより作成したものです。

### ■ 都側提案事項説明

#### 【都】

それでは、私から、都側の提案事項を説明いたします。

始めに、今年度及び令和2年度の現時点での財源見通しについて、資料は用意してございませんので、口頭での説明となります。

まず、今年度の調整税についてですが、今年度につきましても、昨年度と同様、調整税の徴収実績に関する情報について、区側に提供いたしました。

すでにご承知のことと思いますが、9月末までの実績で見ますと、市町村民税法人分の徴収実績につきましては、前年同月比で約211億円の増、固定資産税につきましては、約262億円の増となっております。

今年度の都区財政調整の当初算定における算定残は、約256億円ですが、最終的にこれかどのようになるか、税収見込みが明らかになった段階で、対応を協議してまいりたいと考えております。

つぎに、令和2年度の調整税等の見通しですが、正確な見通しについてお示しできる状況にございませんので、概括的な見通しとなりますが、固定資産税につきましては、来年度は、評価替えの年にはあたらなことから、大きな変動要素はございませんので、税収動向に大きな変動はないと思われま。

市町村民税法人分につきましては、平成28年度税制改正により、消費税率10%段階において、税率が大幅に引き下げられたことから、来年度については、大幅な減収となると思われま。

なお、当該減収の補てんとして、来年度から法人事業税交付金が創設され、特別区財政調整交付金の原資となることとなっておりますが、当該減収を補てんできる規模には至らないものと思われま。

いずれにしましても、今後、都の予算編成が進み、税収見込みが明らかになった段階で、対応を協議してまいりたいと考えております。

次に、基準財政収入額の見込みについてです。

特別区民税については、納税義務者数と総所得金額等がともに増加しているため、前年度に比べ増加傾向が見込まれま。

地方消費税交付金については、消費税増税に伴う増加分を見込むこととしております。

なお、今後示される税制改正に向けた国の動向に関しては、引き続き注視してまいりたいと考えております。

財源見通しの説明は以上でございます。

続きまして、今回、東京都が提案しております事項について、説明いたします。

お手元に、資料が配付されておりますが、表題が「令和2年度 都区財政調整 東京都提案事項の概要」と題した資料をご覧ください。

まず、「記」書き以下にございますように、今回、東京都から提案する事項は、算定内容

の見直しについて、全部で7項目あります。

このうち主な提案内容として、3項目を説明いたします。

資料2枚目をご覧ください。

まず、【議会総務費】の欄「森林整備等に要する経費の新設」でございます。

森林環境譲与税を基準財政収入額に算定することに伴い、収入額と同額を森林整備等に要する経費として態容補正で新たに算定するよう、提案するものでございます。

次に、【民生費】の欄、「福祉サービス安定化事業の廃止」でございます。

本件については、平成12年度に介護保険の導入や新しい福祉施策を自主的・弾力的に実施するために算定することとした経費でございますが、算定導入から20年が経過し、各区における様々な福祉施策に対し、財調においても算定の充実が図られてきていることから、本事業の算定の廃止を提案するものでございます。

最後に、【教育費】の欄、「学校運営費（普通教室冷房設備）の廃止」でございます。

本件については、平成19年度から小・中学校の普通教室の冷房設備費を、リースで設置運用するものとして経常的経費で算定が開始されたものでございます。しかし、平成25年度に投資的経費を見直した際、義務教育施設建設費単価に、空調に係る機械設備経費が算定されることとなり、経常的経費と投資的経費とで重複算定されているため、経常的経費における算定の廃止を提案するものでございます。

1ページ進めまして、標題が「令和2年度 都区財政調整 東京都提案事項説明資料」をご覧ください。

今回の提案事項について、費目毎に提案事項の内容を記載した説明資料を添付してありますのでご確認願います。

皆さまもご存じのとおり、これまでの税制の見直しでは、都区合わせて1兆円以上の減収が見込まれるような税制改正が行われています。

都はこれまで、このような動きに対し、区のご協力もいただきながら反論の主張を続けてまいりましたが、そもそも国でこうした動きが出る背景には、「東京一人勝ち」という国や他の自治体からの厳しい目があることを、都区双方で改めて強く意識する必要があります。

そのためには、既算定内容も含めてより厳しく見直しを行い、一層の合理化を図っていかねばならないと考えます。

都税収入につきましても、現時点で令和元年度最終見込みや令和2年度の見込みは示されておりませんが、海外経済の動向や金融資本市場の変動の影響に加え、消費税率引上げ後の消費者マインドの動向による影響も考えられることから、先行きについては楽観視できる状況にはありません。

都としては、こうした基本姿勢に則って、令和2年度財調協議に当たって必要な提案を行っております。

今後、区側提案とあわせまして、精力的に協議してまいりますので、区側の皆さまのご協力を是非ともよろしく願います。

都側の提案事項の説明は以上でございます。

## ■ 区側提案事項説明

### 【区】

お手元の資料「令和2年度都区財政調整区側提案事項」をご覧ください。

（提案概要）

特別区は、首都直下地震への備えや、超高齢社会への対応などをはじめとした、大都市特有の膨大な行政需要を抱えております。また、東京2020オリンピック・パラリンピック競技

大会の開催に向けまして、東京都と連携しながら、万全な体制づくりに取り組む必要があり、課題が山積している状況でございます。

そのような中で、地方法人課税の一部国税化等の不合理な税制改正により、特別区の貴重な財源は一方的に奪われており、特別区財政は予断を許さない状況にあります。

このような状況下においても、区民サービスの水準を落とすことなく、多様化する行政需要に的確に対応していくことが、基礎自治体である特別区の責務であると考えております。

そこで、現在の社会経済状況の中で特別区が果たすべき役割に的確に対応できるよう、都区財政調整区側提案事項を吟味し、取りまとめております。

基本的事項は3点となります。

まず、「都区間の財源配分に関する事項」です。

特別区における児童相談所は、令和2年4月に世田谷区、江戸川区において、7月には荒川区において開設されます。

これにより、当該区の区域において、法律上、児童相談所関連の事務が特別区の事務となることから、当然に都区財調の基準財政需要額に算定するとともに、都と特別区の役割分担に大幅な変更が生じることから、特別区に必要な財源が担保されるよう、影響を確実に配分割合に反映させることを求めるものでございます。

また、協議にあたっては、都区間の財源配分の課題と、特別区相互間の財政調整の課題とを明確に区分し、現行算定の見直しと配分割合の変更を混同しないよう、よろしく申し上げます。

次に、「特別区相互間の財政調整」として、幼児教育・保育の無償化への対応や投資的経費に係る工事単価の見直しなどをはじめとする区側提案について、特別区の実態を踏まえて主体的に調整を図ったものとなっておりますので、あるべき需要が適切に算定されるよう、区側の考え方に沿って整理することを求めるものでございます。

最後に「都区財政調整協議上の諸課題」として、特別交付金、減収補填対策、都市計画交付金について、課題の解決に向けて、具体的な検討を進めるよう求めるものでございます。

とりわけ、特別交付金については、児童相談所の開設を来年度に控えていることから、開設準備経費について過年度の経費を含め全額が算定されるよう、算定ルールを見直すことも含めて提案いたしますので、前向きな対応をお願いいたします。

次のページをお願いいたします。

この資料は、区側提案事項の内容をまとめた一覧です。

まず、都区間の財源配分に関する項目として、「児童相談所関連経費」を提案いたします。

次に基準財政需要額の調整項目として、

「議会総務費」では、「外国人生活支援等事業費」など10項目、

「民生費」では、「子ども医療費助成事業費」など8項目、

2ページの「衛生費」では、「産後ケア事業費」など5項目、

「清掃費」では、「作業運営費」など2項目、

3ページの「経済労働費」では、「観光振興費」の1項目、

「土木費」では、「土木総務費」など5項目、

「教育費」では、「私立幼稚園等保護者負担軽減事業費」など10項目、さらに4ページの「その他」として、「幼児教育・保育の無償化への対応」など6項目を加えまして、合計47項目の区側提案事項を整理しております。

なお、本提案につきましては、現に特別区に存する行政需要を、財調上で財源保障すべき項目・規模として基準財政需要額のあり方を踏まえ、整理しているものです。

(基準財政需要額のあり方)

この基準財政需要額のあり方については、個別事業の協議を行っていく中で、都区間の共

通認識を積み重ねていくことが極めて重要であると認識しておりますので、限りある時間の中で実り多い協議ができるよう、積極的に取り組んでいきたいと考えております。

次に、5ページをお開きください。

継続検討課題として、今後の状況の変化に応じて提案を行うこととしたものであり、2項目を整理しております。

最後になりますが、昨日開催された財調協議会では、協議上の諸課題について、都側から課題解決に向けた前向きな見解は示されず、踏み込んだ議論ができておりません。幹事会での協議については、議論を前進させるべく、区側提案に対する都側の見解をしっかりとお示しいただくとともに、前向きに議論に応じていただくよう、よろしく願いいたします。

区側提案事項の説明は以上でございます。

## ■ 都側総括的意見

### 【都】

区側提案事項に関しまして、都側の総括的な意見を申し上げます。

(都区間の財源配分)

はじめに、「都区間の財源配分」に関する提案ですが、来年度の世田谷区、江戸川区及び荒川区の児童相談所の設置に伴う、基準財政需要額の算定と配分割合変更の提案であります。今年度は具体的な提案がされていることから、提案内容を確認した上で議論していきたいと考えております。

(特別区相互間の財政調整)

次に、「特別区相互間の財政調整」に関する提案ですが、先ほどもご説明しましたとおり、今回の都区財政調整は、東京一人勝ちという国や他の自治体から、厳しい目線が向けられている中、都税収入についても、税制の見直しによる影響など、見通しが難しい状況において、都区制度の根幹である財調制度をこれまで以上に適切に運営していく観点から行っていくものと考えております。

このため、都としては、現行の算定内容も含めて厳しく見直しを行うとともに、一層の合理化を図っていく必要があると考えております。

そうした観点から、算定方法の見直しなど、都側からも提案しております。一方、区側からは、現在実施している様々な施策に関連して、需要の大幅な増加見直しの提案がなされておりますが、こちらも同様の観点で、適正な財調算定に向け、精力的に協議して参りたいと思います。

(都区財政調整協議上の諸課題)

都区財政調整協議上の諸課題に関する提案についてですが、第2回協議会の中で発言させていただいたとおりであります。

(まとめ)

この他、多岐にわたるご提案をいただいておりますが、先ほどもお話したとおり、国や全国の自治体の東京に対する目線は大変厳しいものがあります。こうした時こそ、都区双方で議論を尽くして、自律的に適正な算定に見直していくことが極めて重要と考えます。

都といたしましては、本年度の財調協議が実りあるものとなるよう、真摯に協議に取り組んでまいり所存でございます。

区側の皆さまのご協力を改めてお願いして、区側提案に対する都側の総括的な意見といたします。

## ■ 区側総括的意見

### 【区】

私から、都側提案事項に関する区側の総括的な意見を述べさせていただきます。

都側からは、「東京一人勝ち」という、国や他の自治体から厳しい目線が向けられている中で、現行の算定内容を含めてより厳しく見直しを行い、合理化を図るべきという考え方に基づき、ご説明いただいた3項目を含め、7項目の提案をいただきました。新規算定や既算定を廃止もしくは縮減する内容となっておりますが、その内容をよく吟味し、検討していくことが必要であると考えております。

都と特別区を取り巻く状況については、区側としても当然認識しており、現行算定の見直しについても取り組んでいるところです。一方で、「令和元年度東京都税制調査会答申」にもあるように、少子高齢・人口減少社会に突入したことにより、大都市特有の財政需要は、さらに増大することが見込まれています。

そのため、算定内容の廃止や縮減だけに目を向けるのではなく、特別区が果たすべき役割に的確に対応できるよう、常に需要に見合った算定としていく観点を欠かすことはできません。区側としては、これらのことを踏まえ、当該年度のあるべき需要が適切に算定されるよう区側提案を吟味し、主体的にとりまとめたところでございます。

なお、先ほど都側から、「都区間の財源配分」について、提案内容を確認した上で議論していきたいとのご発言がありました。区側といたしましては、特別区が、児童相談所の運営を安定的に行うためには、都区の配分割合を変更し、財源保障を図ることが必須であると考えておりますので、是非、前向きなご検討をよろしくお願いいたします。

区側の総括的な意見は以上でございますが、これまで、国の不合理な税制改正に対して、都区で足並みを揃えて取り組んできたように、今回の協議においても、都区で議論を尽くし、あるべき需要を財調に適切に反映して、特別区の自主的かつ計画的な行財政運営が担保できるよう、具体的な成果の得られるものにしてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

また、来年度の調整税等の見込みとして、市町村民税法人分について大幅な減収となることのご発言もございました。特別区にとって財政調整交付金は、貴重な財源であり、各区の予算編成にも大きな影響を及ぼすことから、令和2年度の財源見通しについて、都の予算編成のご都合もあるとは存じておりますが、例年より早い段階でお示しいただきますよう、よろしくお願いいたします。

私からは、以上です。

## ■ 福祉サービス安定化事業経費の廃止

### 【都】

私からは、福祉サービス安定化事業経費の廃止について、発言させていただきます。

本経費は、平成12年度に、介護保険の導入や福祉施策の新たな展開などの福祉施策の改革に伴い、各区が新しい福祉施策を自主的・弾力的に実施できるよう、財政基盤の安定化を図ることを目的として導入されました。

福祉サービス安定化事業経費が導入されてから10年が経った平成22年度に、各区が行う福祉サービスに対する財政基盤は安定化してきており、福祉施策の改革に伴う過渡的な算定として導入された本経費の役割は終えたとして、都側から算定の廃止を提案しましたが、区側は、「当経費は国民健康保険事業に係る経費として算定されているものと認識している。」として、不調となった経緯があります。

前回協議からさらに10年が経過した現在、新たな福祉事業に対する更なる新規算定や算定

充実を図ってきており、福祉施策の改革に伴う過渡的な算定として導入された本経費の役割は終えていることから、改めて廃止の提案をいたします。

区側は、本経費の導入当初から、本経費を平成12年度の国民健康保険制度の見直しによる2/8の財源分と主張されております。

平成30年度の制度改正に伴う国民健康保険事業助成費の見直しでは、原則、法定内繰入金のみを標準算定することとし、あわせて、各区が行う法定外繰入金に係る態容補正が、令和5年度までの臨時的な措置として導入されました。

このことから、区側が主張する福祉サービス安定化事業経費としての役割も終えていると考えております。

私からは以上です。

#### 【区】

都側から説明のありました、福祉サービス安定化事業費の廃止について、発言いたします。

平成22年度財調協議におきまして、「現状において当該算定を見直すという状況にはない」との見解をお伝えしたところですが、基本的にこの認識に変わりはありません。

今回の都側提案については、内容を確認の上、次回以降、区側の見解を述べさせていただきます。

私からは以上です。

### ■ 都区間の財源配分の見直し（児童相談所関連経費）について

#### 【区】

私からは、都区間の財源配分に関する事項である児童相談所関連経費について発言いたします。

児童相談所関連経費については、昨日の第2回都区財政調整協議会で発言したとおり、都区財調の基準財政需要額に算定した上で、都区間の配分割合を変更することを提案いたします。

まず、基準財政需要額への算定についてですが、児童相談所設置市となった特別区に対する加算型の態容補正を4件提案しております。

1件目は、児童福祉費の経常的経費として、児童相談所を開設した場合の児童相談所等の運営費、措置費、各設置市事務にかかる経費及び社会的養護等に関する都の単独事業のうち、都と区の協議により、区が実施する方向で整理している事業にかかる経費についてです。都実績や国基準等を踏まえながら標準区経費のモデルを設定したうえで、態容補正により新規算定することを提案いたします。

2件目は、児童福祉費の投資的経費として、児童相談所・一時保護所の次の更新に向けた改築・大規模改修経費についてです。各区の建設予定面積等を踏まえ、標準区モデルを設定したうえで、態容補正により新規算定することを提案いたします。

3件目は、衛生費の経常的経費として、児童相談所設置市事務である入院助産措置に係る経費についてです。都実績や既算定の事業を踏まえながら標準区モデルを設定したうえで、態容補正により新規算定することを提案いたします。

4件目は、児童福祉費の投資的経費として、児童養護施設等の施設整備費に係る助成事業について、国庫補助基準を反映した態容補正により新規算定することを提案します。

また、今後、年度途中の開設を予定している区が複数あることから、年度途中に開設した区の算定は、当該年度の開設月数分の算定を行うということも合わせて提案いたします。

なお、今回の区側提案は、区側における児童相談所運営の実態がなく、主に都の実績や国基準等を基に提案内容を設定しています。現時点においては、区側提案は最も合理的かつ妥当な水準であると考えておりますが、今後、児童相談所設置市となる特別区が増加し、区の児童相談所関連経費の実態が捕捉できるようになった段階で、改めて算定内容を見直すべきと考えております。

以上が、基準財政需要額への算定についての提案となります。

次に、都区間の財源配分に関する提案となります。

特別区が児童福祉法に基づく児童相談所設置市に指定されることにより、当該区の区域においては、法定事務のみならず、都の社会的養護等に関する単独事業も含め、その関連事務が都から区に移管されます。

平成 11 年度第 4 回都区協議会で都区が合意した都区制度改革実施大綱では、「都と特別区の事務配分又は役割分担に大幅な変更があった場合」に配分割合を変更することとしています。このことから、区側提案における来年度の基準財政需要額相当について、配分割合の変更を求めます。

なお、特別区の児童相談所は、来年度以降、順次設置されることから、その影響額に応じて、配分割合も順次変更していく必要があると考えております。

都区財調制度は、特別区にとって、地方交付税に替わる財源保障制度です。法の要請に基づき児童相談所設置市となる特別区が、安定的に児童相談所の運営を行い、児童虐待事件などから児童を守るためには、都区の配分割合を変更したうえで、財調算定し、財源保障を図ることが必須であると考えております。都側におかれましても、東京全体の児童相談体制の強化のため、是非、前向きなご検討をよろしくお願いいたします。

私からは以上です。

## 【都】

ただいま、区側から、児童相談所関連経費について、提案がありました。

平成 28 年 5 月に児童福祉法が改正され、特別区も「児童相談所を設置する市」として政令指定を受けることが可能になり、世田谷区と江戸川区が来年 4 月に、荒川区が 7 月に区立の児童相談所を開設される予定です。

そのため、現時点では特別区における児童相談所設置の実態がなく、都の実績等を用いた試算によりモデルを設定しているとのことですが、提案内容が「合理的かつ妥当な水準」となっているのかについて、今後、内容を良く確認させていただく必要があると考えております。

そこで、区側提案の基本的な考え方を確認させていただきます。

まず、児童相談所関連経費について、加算型の態容補正での算定とするとのことですが、態容補正とする理由と、具体的にどのような補正とすることを考えているのかお示してください。

次に、年度途中に開設した場合、当該年度の開設月数分の算定を行うとのことですが、財調条例第 7 条では、「各特別区に交付すべき普通交付金の額は、毎年四月一日現在により算定する。」と規定されております。

こうした規定がある中で、年度途中の開設があった場合には、開設月数分の算定を行うこととする区側の考え方をお示してください。

児童相談所関連経費に係る財調上の取扱いにつきましては、昨年度も多くの議論を行ってきました。

今年度の財調協議におきましても、子どもの最善の利益、子どもの安全・安心をいかに確保していくかという観点で最も重要であるという都区双方の共通認識の下、皆様としっかりと協議していきたいと考えております。

## ■ 特別交付金

### 【区】

私からは、特別交付金について発言いたします。

過去の財調協議でも申し上げておりますが、各区が安定的な財政運営を行うためにも、可能な限り、算定内容が客観的かつ明確に規定されている普通交付金による算定を優先するべく、特別交付金の割合を2%に引き下げるべきと考えております。

昨年度の財調協議において、都側は、5%を大きく超える規模の申請があるため、現行の割合が必要である、現行の算定ルールは都区合意に基づき策定されていることから、大きな問題はない、などとして、例年と同様の主張が繰り返されました。

区側としては、算定されるかどうか不確実な部分がある特別交付金よりも、透明性・公正性の高い、普通交付金による算定を優先すべきと考えます。普通交付金の財源を確保するためにも、特別交付金の割合を2%に引き下げることにについて、都側の見解を伺います。

また、すでに特別区は児童相談所設置市として国から政令指定を受けており、その開設が間近に迫っておりますが、現在、一部しか開設準備経費が算定されていないため、算定ルールを早急に見直すべきだと考えます。

そこで、当該経費を対象とした算定項目を新設することを提案します。新たな項目では、交付率を2分の2で統一し、開設時期による区間の不公平が生じないように、過年度分も含め全額算定するものとします。

東京全体の児童相談体制を強化していくためには、児童相談所の開設をさらに促進していく必要があることから、区案に沿って整理すべきであると考えておりますが、都側の見解を伺います。

割合の見直しと合わせ、是非、前向きにご検討いただきたいと思っております。

私からは以上です。

### 【都】

区側から2点、発言がありました。1点目は特別交付金の割合を2%に引き下げるべきというもの、2点目は児童相談所の開設準備経費について、算定項目を新設し、交付率を2分の2で統一とした上で、過年度分も含め全額算定するというものです。

1点目ですが、昨年度の協議の中で、「特別交付金については、特段の状況の変化がない限り、来年度以降、改めて協議を行うべき事項はないと考えます。」と都の考えを申し上げました。その後、特段の状況の変化があったのでしょうか。

2点目ですが、協議会で申し上げましたとおり、特別交付金は、地方自治法施行令において、普通交付金の額の算定期日後に生じた災害等のため特別の財政需要があり、又は財政収入の減少があることその他特別の事情があると認められる特別区に対し、当該事情を考慮して交付すると定められており、過年度分は算定対象とはならないと考えます。

交付率については、都区で合意したルールに基づき算定しております。この算定において、区有施設の用地取得や建設については、庁舎なども同様の交付率で算定しており、現在の取り扱いが妥当なものと考えております。

### 【区】

都区間の財源配分の見直しについては、今年度の財調協議において、しっかりと協議していきたいのご発言をいただきました。一方で、児童相談所の開設準備経費に係る、特別交付金の算定ルールの見直しについては、現在の取り扱いは妥当なものと考えているとの発言



にとどまっております。

特別区が児童相談所を設置することは、法の要請に基づくものであり、準備経費の全額算定による財源保障が必要であると考えておりますので、算定ルールの見直しについて、前向きなご検討を改めてお願いいたします。

## ■ 減収補填対策

### 【区】

私からは、調整税の減収補填対策について発言いたします。

区側としては、調整税の一定割合は特別区の固有財源としての性格を有する以上、都税であることを理由に、一般の市町村がとりうる減収補填対策に見合う対応策を特別区だけが講じられず、それに代わる方法すら無いのは、制度上問題であると考えております。

そこで今回、本件について改めて区側から総務省に照会したところ、対応策の構築に向けて、現在検討を進めている旨の回答を得たところです。

区側としては、国の動向を注視し、必要に応じて都区で働きかけを行うべきと考えております。また、検討の結果、都区で協議すべき事項が国から示された場合は、速やかに制度上の問題の解決に向けた協議に応じていただきたいと考えますが、都側の見解をお示してください。

私からは以上です。

### 【都】

年度途中の調整税の減収対策についてですが、御承知のように、減収補填債のうち赤字債部分は、大幅な減収があったことだけをもって発行が認められる訳ではなく、5条債を充当してなお、適正な財政運営を行うために必要とされる財源に不足が生ずると認められる場合に限り、発行が認められるものでございます。

なお、区側から、「総務省に照会したところ、対応策の構築に向けて、現在検討を進めている旨の回答を得た」との発言がありました。都としても、総務省が内部における検討を始めているということについては承知しており、その動向は引き続き注視してまいりたいと考えております。

## ■ 都市計画交付金

### 【区】

私からは、都市計画交付金について発言いたします。

まず、従来から申し上げているとおり、都市計画税本来の趣旨を踏まえ、交付率の撤廃・改善や、都区の実績に見合う配分等、抜本的な見直しについて提案いたします。

近年の傾向を見ると、特別区が実施する都市計画事業の影響もあり、都市計画税は増収傾向にあります。しかしながら、特別区の都市計画交付金対象事業費が、平成29年度が800億円、平成30年度が850億円と増加傾向にあるにもかかわらず、平成29年度以降、都市計画交付金予算額は200億円に据え置かれ、都市計画税に対する比率は毎年低下しており、実績に見合った配分となっております。

今後、市街地再開発事業を始めとする、特別区の都市計画事業の増加に伴い、特別区の一般財源負担と財調財源への更なる圧迫が見込まれます。都市計画事業を円滑に執行するためにも、交付金の規模の拡大と交付率の撤廃・改善を行うべきと考えますが、都側の見解を伺います。

つぎに、都区の都市計画事業の明確化について申し上げます。平成 12 年度都区制度改革の際の国会質疑において、「都市計画交付金の額や配分については、都区において適切な調整がなされるべき」との国の見解が示されております。都においても、都市計画事業は当時の決算額ベースで概ね 8 対 2 の割合であることを認めたくえ、区側と協議すべき重要な課題として確認する旨の見解を示しております。

都市計画税の配分について、都区で協議を行うにあたっては、都区が行っている都市計画事業の実施実態や都市計画税の充当状況を検証することが不可欠です。都政の透明化、見える化を徹底し、積極的に情報公開を行うという都知事の方針を踏まえ、必要な情報を提示していただきたいと考えておりますが、見解を伺います。

最後に、協議体の設置について申し上げます。都市計画交付金対象事業の地方債収入相当額が、普通交付金の財源を圧迫している現状を鑑みれば、都市計画交付金の見直しについては、財調協議の場で議論することが相応しいと考えます。しかしながら、都が別の場で議論すべきと考えているのであれば、財調協議とは別に、都市計画税の活用・配分の仕方、都市計画決定権限等を含めた都市計画事業のあり方についての協議体を設置すべきと考えますが、見解を伺います。

これらの提案は、これまでも繰り返し主張してきたところですが、都側は「各区から直接、現状や課題を伺うなど、適切に調整を図りながら対応していきたい。」などの発言を繰り返すばかりで、実質的な議論なしに協議が終了しております。

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会後においても、特別区の都市計画事業は増加することが見込まれております。安全安心な東京のまちづくりを進めるためには、都区双方が協力し、円滑に都市計画事業を執行していくことが必要です。ともに東京のまちづくりを担うパートナーとして、都市計画交付金について、建設的な議論を重ね課題の解決に取り組んでいきたいと考えておりますので、前向きな協議をお願いいたします。

私からは以上です。

## 【都】

都市計画交付金につきましては、第 2 回財調協議会でも申し上げましたが、都としましては、これまでも都市計画交付金の運用につきまして、各区から都市計画事業の実施状況や意向等をお伺いしながら、区施行の連続立体交差化事業の対象化、無電柱化やバリアフリー化などを目的とする区道整備の対象化、都市計画公園整備事業の工事単価引上げなど、様々な見直しを順次行ってまいりました。

今後とも各区が取り組まれる都市計画事業を円滑に促進する観点から、各区から直接、現状や課題などをお伺いするなど、引き続き、適切に調整を図りながら対応してまいりたいと考えております。

## ■ 子ども医療費助成事業費

### 【区】

私からは、「子ども医療費助成事業費」について発言いたします。

特別区においては、小学校就学前までの乳幼児を対象とする「乳幼児医療費助成事業」、中学校卒業前までの児童・生徒を対象とする「義務教育就学児医療費助成事業」のいずれも、全区で所得制限や自己負担金を設けずに、医療費の助成を行っているところです。

一方、財調の算定は、都の市町村部に対する補助事業の水準に準拠しており、児童手当に準じた所得制限や、義務教育就学児における一部自己負担金の設定など、特別区の実態に即

しておらず、算定額と各区の決算額に100億円を超える大幅な乖離が生じております。

所得制限や自己負担金の撤廃については、これまでも、平成28年度財調協議をはじめ、都区で議論を重ねてきました。しかしながら、都側から、所得制限の撤廃等について、「各区が財政状況等を勘案の上、それぞれの独自の政策判断により実施していることから、標準的な需要ではない」などといった見解が示され、協議不調が続き、継続検討課題に位置付けてきたところ です。

今回の見直しは、子ども医療費助成事業を取り巻く状況の変化や、財調算定と各区の実態の乖離が看過できない状況にあることなどを踏まえ、あらためて所得制限等の撤廃について提案するものです。

厚生労働省が8月に公表した「平成30年度 乳幼児等に係る医療費の援助についての調査」によると、全国の8割超の自治体で所得制限なしに医療費の助成が行われています。また、自己負担金についても、6割超の自治体で設定されておらず、特別区の取組が全国的にも逸脱した内容ではないことは明らかです。

また、国が「子どもの医療制度の在り方等に関する検討会」での議論等を踏まえ、自治体の少子化対策の取組を支援する観点から、平成30年度に乳幼児を対象とする医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担金等の減額調整措置を廃止しており、今後、各自治体の取組は一層拡充されていくものと考えられます。

こうした状況の変化はもとより、財調が特別区に対する財源保障制度であることに鑑みれば、当然に所得制限等を撤廃し、本事業の算定を特別区の実態を踏まえたものへと改めるべきと考えますが、都側の見解を伺います。

私からは以上です。

## 【都】

都は、これまでの財調協議の中でもお示ししているとおり、都の補助基準は、都全域における「合理的かつ妥当な水準」であると考えます。

また、子ども医療費助成事業に係る所得制限等の撤廃については、各区が財政状況等を勘案の上、それぞれの独自の政策判断により実施していることから、標準的な需要ではないと考えております。

## ■ 私立幼稚園等保護者負担軽減事業費

### 【区】

私からは、「私立幼稚園等保護者負担軽減事業費」について発言いたします。

都内における私立幼稚園等の負担水準は全国と比べても高く、その差分は都による保護者負担軽減事業により軽減されております。一方で、区部は都内市部よりもさらに負担水準が高いことから、本事業では都事業に対する上乘せとして保育料及び入園料の補助を行っております。

本件については、過去の協議において、都側から「補助対象者に対して所得制限を設定しない区が大半を占めていることから、各区が財政状況を勘案の上、独自の政策判断により実施しているもの」として協議不調となっております。

しかし、今年10月からの幼児教育・保育の無償化では、従来の幼稚園就園奨励費とは異なり所得制限が廃止され、あわせて都事業においても、所得制限が撤廃されております。以上のことから、本事業は「独自の政策判断」で実施しているものではないと言えるため、区側としては標準的な特別区の需要として算定すべき事業だと考えております。

子どもたちに対し、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の機会を保障するとともに、少子化対策として子育て世代の経済的な負担軽減を図るという、幼児教育・保育無償化の趣旨に鑑みても、是非区案に沿って整理されるようお願いいたします。

私からは以上です。

#### 【都】

都はこれまで、私立幼稚園保護者負担軽減事業費につきましては、各区の保育料に対する単独加算額に大きな幅があること、補助対象者に対して所得制限を設定しない区が大半を占めていることから、各区が財政状況を勘案の上、独自の政策判断により実施しているものという考え方を示してきました。

幼児教育・保育の無償化後においても、本事業は、都事業に対する上乘せとして実施しているものであり、区の自主財源事業であると考えます。

### ■ 義務教育施設関連経費の見直し

#### 【区】

私からは、「義務教育施設関連経費の見直し」について発言いたします。

昨年度協議において、都側から、教育費の態容補正にて加算している義務教育施設新增築経費の見直しとして、統廃合における現行の算定方法については、統合前の校舎について算定済となる改築経費が存在することから、二重算定となるため、当該部分は差し引くべきとの提案がありました。

区側としては、見直しにあたって各区における財政上の影響などを踏まえて判断する必要があり、特別区における義務教育施設の状況等を調査の上、合理的な算定方法について検証が必要と考えており、引き続きの課題となっております。

これまでの協議でも申し上げておりますが、統合による改築については、規模の適正化を図る目的といった点で、標準算定されている老朽化による改築とは異なるものという区側の考え方に変わりはありません。しかしながら、今年度区側が実施した調査の結果、「実態として、老朽化した学校を統廃合している」という都側の主張に、一定程度の合理性があることが確認されました。

そこで本態容補正の対象から、統廃合による増改築を除くとともに、統廃合に伴う特殊な需要として、校舎取壊し経費を加算することを提案いたします。

なお、学校統廃合については、各区の財政計画にも反映されており、予算編成への影響が大きいことから、統合対象校名が計画等で公表されている統廃合について、現行算定を継続する経過措置を設けるものといたします。この場合、先に申し上げました校舎取壊し経費の加算については対象外といたします。

また、区側として本態容補正は、学校適正配置の促進にも寄与していると考えております。そこで、今後も各区が学校の適正配置に取り組んでいけるよう、本態容補正の見直しに合わせ、経常的経費の態容補正である学校数急減補正の激変緩和期間を3年から、現行の地方交付税基準である5年に見直すことを提案いたします。

さらに、現在の小・中学校校舎の標準施設面積は、国庫補助基準を基に、平成21年度に設定されておりますが、「少人数授業等対応多目的スペース」「新世代型学習空間」の整備を踏まえた設定となっていないことから、これを踏まえた設定に見直すことを提案いたします。これらの設備は、約8割の統合新校において設置予定であるという今年度調査の結果や、中央教育審議会答申や学習指導要領の趣旨に鑑みても、今後の学校設備における、あるべき需要

であると考えます。  
私からは以上です。

## 【都】

本件については、単位費用で算定している改築経費と義務教育施設新增築経費で算定している統合校の経費が二重算定となっていることから、平成25年度財調協議以降、都として、その解消を求めて提案してきたものです。

昨年度の協議においては、算定した統合前6校のうち、4校が47年を超え、残る2校についても30年を超えた学校であったことを明らかにし、区側も都側の主張を一定程度理解されたとのことであり、今年度、区側で義務教育施設の状況等を調査の上で提案されたものです。

区側の調査では、具体的にいくつの統合前校を調査し、その内、47年を超えた学校はいくつあったのでしょうか。また、統合前校の平均築年数は何年だったのでしょうか。

次に、校舎の取壊し経費についてですが、小中学校の校舎に係る改築経費は、新たな校舎の建設費や給食室設置経費、仮設校舎の建設に係る経費に加え、取壊し経費も算定していることから、算定済と考えます。

次に、経過措置についてですが、公表されている計画等には、統合対象校名に加え統合新校の竣工予定年度など工期に係る記載もあるのでしょうか。また、統廃合については、各区の財政計画にも反映されているとのことですが、財政計画への反映とは、具体的にどのように反映されているのでしょうか。

次に、小中学校校舎の標準施設面積の見直しに関し、「約8割の統合新校において設置予定」とのことでしたが、統合新校における設置予定校数、直近10年の設置実績・設置割合についてお示しください。同様に、既存の校舎を活用する統合後校等についても、今後の設置予定及び直近の設置実績等をお示しください。

## ■ 幼児教育・保育の無償化への対応

### 【区】

私からは、「幼児教育・保育の無償化への対応」について、発言いたします。

「幼児教育・保育の無償化」については、今年10月からの制度開始を踏まえ、昨年度の区側提案にも盛り込んでおりましたが、国が、初年度における地方の財政負担について、臨時交付金により対応するといった考えを示したことから、財調上の整理を見送っていたところです。

今年度の提案は、「幼児教育・保育の無償化」によって、令和2年度から各区に生じる需要を整理する内容となっております。

提案内容ですが、無償化の対象である3歳から5歳児及び住民税非課税世帯の0歳から2歳児が幼稚園、保育所及び認定こども園などを利用する場合の保育料が無償になるため、各事業で算定している利用者負担額の見直しを中心に整理しております。また、無償化の実施に合わせて、国が副食費の取扱いを変更したため、当該制度改正の内容についても反映しております。さらに、無償化によって都の施策が見直されたことから、これに伴う需要の整理も行っており、こうした関連事項も含めると、民生費と教育費で計15事業を提案しております。

地方交付税においても、無償化に伴い生じる需要は基準財政需要額に、その財源とされる地方消費税の増収分が基準財政収入額にそれぞれ整理されます。

財調においても、令和2年度から地方消費税の増収分が基準財政収入額に反映されることに鑑みれば、それに対する需要として、当然に反映すべき内容と考えておりますので、前向き

な協議をお願いいたします。

私からは以上です。

#### 【都】

区側から、「幼児教育・保育の無償化への対応」として、15事業の提案をいただきました。

「幼児教育・保育の無償化」については、昨年度も都区で協議しましたが、無償化に係る経費について、今年度の地方負担分は、臨時交付金により全額国費で措置されることが国から示されたこと、また、無償化に係る課題について、引き続き国と地方とで議論することとされたことから、今年度は、こうした点も踏まえて検討すべきとしたものです。

今年度の区側提案は、国の制度改正等を反映した内容とのことですが、提案の内容が多岐にわたっており、個別の事業ごとに提案内容の確認を行う必要があるため、まずは個別事業ごとの説明を求めます。

### ■ 投資的経費に係る工事単価の見直し

#### 【区】

私からは、投資的経費に係る工事単価の見直しについて発言いたします。

平成29年度以降の協議において、急激な単価上昇があった平成26、27年度の2か年における上昇分について、各区予算単価や公共工事設計労務単価の上昇率を乗じるなど、臨時的な対応が図られていますが、依然として特別区の実態とは大きな乖離が生じております。

首都直下地震をはじめとした災害に備えるためにも、公共施設の改築や道路整備に早急に取り組まなければなりません。各区の実態に対し、十分な財調算定がなされておらず、事業実施に支障をきたしかねない状況となっております。

そこで、算定上の単価のうち、改築工事、道路改良工事については、特別区の実態を踏まえ、決算単価による工事単価に見直すとともに、その他の投資的工事については、平成26年度以降の各区予算単価や公共工事設計労務単価の上昇率を反映した工事単価に見直すよう提案いたします。

昨今の大規模な災害の発生を踏まえると、本経費の適切な算定は重要なものと考えますので、是非、前向きな検討をお願いします。

私からは以上です。

#### 【都】

今年度の区側の提案では、改築工事、道路改良工事については、決算単価による工事単価に見直すとともに、その他の投資的工事については、平成26年度以降の各区予算単価や公共工事設計労務単価の上昇率を反映した工事単価に見直すとの提案となっております。

財調制度は決算を保障するものではない以上、決算実績のみをもって区案の妥当性を主張されるのみでは、都側としては適正な見直しかどうかの判断は出来ません。

そこでまず、道路改良工事について、2点確認させていただきます。

1点目は、「道路整備に早急に取り組まなければなりません。各区の実態に対し、十分な財調算定がなされておらず、事業実施に支障をきたしかねない状況となっております」との発言がございましたが具体的にどのような状況なのかお示してください。

2点目は、道路改良工事について、決算単価による工事単価に見直すとの提案であります。具体的にどのように、その決算単価を導き出したのか、具体的な数値や計算方法をお示しく

ださい。

私からは以上です。